平成24年12月4日 第2443号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○建設業の許可の取消し(627・北秋田地域振興局総務企画部) 1
○道路の供用開始(628・秋田地域振興局建設部) 1
○道路区域の変更(629・由利地域振興局建設部) 1
○道路区域の変更及び供用開始(630・雄勝地域振興局建設部) 2
公告
○秋田県労働委員会委員の任命(雇用労働政策課) 2
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部) 2

告示

秋田県告示第627号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年12月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
 - 平成24年11月19日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐藤吉株式会社

大館市川口字大人沢2番地

代表取締役 佐藤吉保

秋田県知事許可(般-20)第1178号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年11月19日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第628号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成24年12月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	X	間
県 道	秋田八郎潟線	南秋田郡五城目町舘越字兀ノヿ	下30番から高崎字佐戸104番まで

- 2 供用開始の期日 平成24年12月9日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年12月4日から同月17日まで

秋田県告示第629号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年12月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路 種	多の類	旧新別	路線名	区間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県	道	旧	西滝沢館線	由利本荘市前郷字前郷251番1地先から 13番3地先まで	字下古川	5.41~27.29	0.421	
斤	甩	新	西滝沢館線	"		5.97~27.68	0.421	

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年12月4日から同月17日まで

秋田県告示第630号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 平成24年12月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道距種	各の類	旧新別	路線名		区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
	旧 県 道	IH	大曲大森 羽後線	A	横手市雄物川町大沢字章 雄勝郡羽後町新町字鵜身		6.00~18.00	0.733
県		大曲大森 羽後線	В	雄勝郡羽後町新町字鵜巣	473番1から68番1まで	11.40~13.00	0.180	
	新			l .	手市雄物川町大沢字童子 郡羽後町新町字鵜巣48番		9.00~30.00	0.737

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 供用開始の期日 平成24年12月5日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年12月4日から同月17日まで

告 公

秋田県労働委員会委員を、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12の規定により、次のとおり任命した。 平成24年12月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第40期秋田県労働委員会委員を平成24年12月1日次のとおり任命した。 任期は、労働組合法第19条の5の規定により、2年とする。

委員の別	氏	名
公益委員	湊貴美男、古谷薫、綿貫一子、	嶋﨑真仁、山本隆弘
労働者委員	東海林悟、清水尚子、鈴木光一	、黒﨑保樹、田口正信
使用者委員	高野力、伊藤博、三浦潔、吉田	和枝、倉部稲穂

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大仙市中仙南土地改良区から申請があった定款

変更について、平成24年11月26日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。 平成24年12月4日 秋田県知事 佐 竹 敬 久 発行者 秋 田 県 秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)